

議第42号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

令和3年6月7日提出

檀原市長 亀田 忠彦

1 被告となるべき者の住所及び氏名

[REDACTED]

2 請求の要旨

市は、次に掲げる判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 被告は、原告檀原市に対し、市営住宅を明渡せ。
- (2) 被告は、原告檀原市に対し、金950,600円及びこれに対する納期限の翌日から納付済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 被告は、原告檀原市に対し、令和3年4月1日から明渡し済みまで1か月当たり金92,800円の金員を支払え。
- (4) 訴訟費用は、被告の負担とする。

3 本件に関する取扱い

- (1) 判決の結果必要があるときは、上訴することができる。
- (2) 訴訟において必要があるときは、請求の趣旨を変更し、若しくは追加し、又は和解し、若しくは訴えを取り下げることができる。

理由 市営住宅の家賃を滞納している者に対し、市営住宅の明渡し及び市営住宅家賃等の支払を求めるため、訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第43号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

令和3年6月7日提出

檀原市長 亀田 忠彦

1 被告となるべき者の住所及び氏名

[REDACTED]

2 請求の要旨

市は、次に掲げる判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 被告は、原告檀原市に対し、市営住宅を明渡せ。
- (2) 被告は、原告檀原市に対し、金578,700円及びこれに対する納期限の翌日から納付済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 被告は、原告檀原市に対し、令和3年4月1日から明渡し済みまで1か月当たり金92,800円の金員を支払え。
- (4) 訴訟費用は、被告の負担とする。

3 本件に関する取扱い

- (1) 判決の結果必要があるときは、上訴することができる。
- (2) 訴訟において必要があるときは、請求の趣旨を変更し、若しくは追加し、又は和解し、若しくは訴えを取り下げることができる。

理由 市営住宅の家賃を滞納している者に対し、市営住宅の明渡し及び市営住宅家賃等の支払を求めるため、訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第44号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和3年6月7日提出

檀原市長 亀田 忠彦

認定する路線

路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な 経過地
2449	十市町43号線	十市町472番先から	十市町917番先まで	—
2450	葛本町61号線	葛本町785番先から	葛本町783番先まで	—
2451	常盤町31号線	常盤町425番先から	常盤町424番先まで	—
2452	石原田町39号線	石原田町104番先から	石原田町86番先まで	—
2453	石原田町40号線	石原田町86番先から	石原田町86番先まで	—
2454	新賀町30号線	新賀町292番先から	新賀町293番先まで	—

理由 市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

(議第 4 4 号の資料)

認定する路線

路線 番号	路 線 名	延 長 (m)	幅 員 (m)
2449	十市町 4 3 号線	520. 0	10. 5
2450	葛本町 6 1 号線	64. 1	6. 0
2451	常盤町 3 1 号線	71. 9	6. 0
2452	石原田町 3 9 号線	104. 3	6. 0
2453	石原田町 4 0 号線	44. 9	6. 0
2454	新賀町 3 0 号線	25. 7	5. 0